

モニタリング・事業促進
ワーキンググループ
第2回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第2回モニタリング・事業促進ワーキンググループ 議事次第

日時：平成26年3月24日(月)15:30～17:00

場所：中央合同庁舎第4号階4階443会議室

1 開会

2 議事

- (1) モニタリングに関する論点について
- (2) 事業促進に関する今後の取組について

3 閉会

○國松企画官 ただいまから、第2回「モニタリング・事業促進ワーキンググループ」を開催いたします。

事務局であります内閣府PFI推進室の企画官をしております國松でございます。本日は、お忙しい中どうもありがとうございます。

本日は9名の構成員のうち4名の皆様と、前専門委員でいらっしゃいますT様にもオブザーバーとして御出席いただいております。

それでは、以後の議事につきましては柳川座長により進めていただきたいと存じますので、よろしく申し上げます。

○柳川座長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

初めに議題1「モニタリングに関する論点について」、事務局から資料1の説明をお願いいたします。

○國松企画官 資料1です。これまでに挙げました論点、それから、前回のワーキンググループでの御意見を踏まえまして、今回3つの論点を挙げております。それぞれの論点に関しまして、ワーキンググループでの御意見と、推進委員会のメンバーを通じましてPFI事業の実務担当者からいただいた御意見等を〈意見〉ということで挙げております。

それから、モニタリングガイドラインを開設するとした場合に考えなければいけないことを〈モニタリング・ガイドラインに係る検討課題〉として挙げております。

それから、モニタリングガイドラインの関連箇所を示しております。

(1) から順番に説明をいたします。

(1) モニタリングの指標のあり方について、改善すべき点はなにか

〈意見〉

- ・ 事業の目的を明確化し、モニタリングの基幹指標としてKPIを設定することでモニタリングを簡易化することが有効ではないか。
- ・ 事業の特性に応じて、より適切に業務の履行状況やサービス水準を判断できるようなモニタリング指標の設定について、継続的に留意していくことが重要である。
- ・ SPCの財務・経営状況分析のために提出させる財務書類の範囲が不明確、具体的なモニタリング基準が示されていない等、発注者側と受注者側とのモニタリングに対する認識に相違があるケースがあった。
- ・ ファシリティの維持管理については、受託業者は公共にモニタリングされなくても、当然の業務として履行する。公共性を担保するためのモニタリングはどうあるべきかを考えるべき。

〈モニタリングガイドラインに係る検討課題〉

- ・ これまでのモニタリング指標に代えてKPIを用いることを選択可能とすることにより、「提供されるサービス水準の監視」というモニタリングの目的を達成することができるか。

これにつきましては、モニタリングの指標につきまして、従前のやり方のほかに、新たに

KPIを用いるやり方も用いてもよいということにするためにはどうすればよいかということでもあります。

次に、

- ・ ファシリティの維持管理のモニタリングについて、民間事業者の参入意欲向上のための簡易化など、より効率的な方策はあるか。

これは維持管理について、実際にどこまで細かくサービス水準を監視する必要があるのかということだと思います。

次の2ページで、〈モニタリングガイドライン関連箇所〉ですけれども、ガイドラインの「四 モニタリング実施の観点から必要な測定指標のあり方」というのがございまして、下線部ですけれども「管理者等は、予めサービスごとに下記の基本的な考え方に沿った測定指標（判断基準）を要求水準とともに示し、その測定指標を満たしていれば、そのサービスについては要求水準を満たしていると判断するというような基準を示す必要がある」ということで、基本的考え方も4つ列挙されております。

次は3ページの

- (2) これまでのモニタリングは、サービス購入型事業において、要求水準未達の場合にサービス購入費の支払いを減額できるようなペナルティの付与を基本としてきたが、ペナルティの設定の仕方について、工夫すべき点、留意すべき点はあるか。

〈意見〉

- ・ 要求水準とモニタリングは一体であるが、ノウハウが足りず、要求水準が作りこまれていないので、モニタリングがうまくいかない。事業促進の観点からも、要求水準やモニタリングの標準的なサンプルを作ってほしい。
- ・ 英国の例にならい、中立的な専門集団を設置して、事業ごとに要求水準やモニタリングのひな型を作成する手もあるのではないか。
- ・ ペナルティは、細分化した業務ごとにつけるべきであり、業務全体にペナルティを付けるべきではない。
- ・ 維持管理運営のペナルティについては、維持管理運営費の範囲内で処理できる様にしてほしい。

〈モニタリングガイドラインに係る検討課題〉

- ・ 要求水準やモニタリングの標準的なサンプルは手続き簡易化に資するが、どのような考えで、どのような事業を対象に作成すべきか。

これについては手続き簡易化のほうでは、庁舎等の施設整備の比重の高いPFI事業については、実施方針や業務要求水準書など種々の書類についてひな形となるものを作成しようとしておりますけれども、モニタリングについてはどういうふうにしていけばよいかということでございます。

次の、

- ・ 応募者の参加意欲低下やVFMの低下を避けるため、適正なペナルティ（サービス購入

費の減額措置の規定)をどのように考えるべきか。

これは、過大なペナルティが規定されていますと、金融機関からの融資を受けるためのコストが別途必要となる場合や、応募者のリスク増大により参加意欲の低下を招く可能性があるということでございます。

次の〈モニタリングガイドライン関連箇所〉ですけれども、4ページの真ん中あたりに「2 サービス対価の減額の方法」というのがありまして、①～⑤まで、サービス対価の減額の仕組みを構築するに当たってはということで5つ列挙されております。

それから、その下の「(1) サービス対価と支払方式」のところ、①と②の2つ挙げられておりまして、具体的な対価の決定のやり方ということで、①のほうは建設費、維持管理費、運営サービス費等に関し、主要な費目ごとにサービスを評価するというやり方。

②のほうは、個々のサービスごとに積み上げではなくて、提供されたサービスを一体として認識してサービスを評価するというやり方。

こういった2つの大きな考え方が挙げられております。

次に5ページ、

(3) 民間によるサービスレベルの更なる向上や創意工夫を引き出すようなインセンティブの付与についても検討すべきではないか。①従来型事業(サービス購入型)、②収益施設型事業、③独立採算型事業(運営権活用型)では、民間の創意工夫と向上とモニタリングの考え方が異なるので、分けて考える必要があるのではないか。

〈意見〉

- ・ 運営業務を含む事業を中心に、インセンティブを組み込むことでサービス水準の向上が期待できる場合には、ボーナスポイントやプロフィットシェアリングのような仕組みの導入を検討していくことが有効。
- ・ 収益施設が併設されたサービス購入型事業における収益事業部分については、別会計処理によりリスクを分離しており、これまで公共によるモニタリングは行われておらず、モニタリングの必要性も感じていない。

〈モニタリングガイドラインに係る検討課題〉

- ・ サービス水準向上のインセンティブについて具体的にどのようなインセンティブが考えられるか。

これにつきましては、減額だけでなくボーナスについても考えるべきということについてですが、前の5ページの表に示しましたとおり、従来型(サービス購入型)、収益施設併設型、独立採算型(運営権活用型)により、インセンティブの付与の対象や、どのようなインセンティブが考えられるかというのが異なると考えられます。

次の課題としまして、

- ・ サービス購入型事業と併設される民間収益施設を一体の会計処理で扱うとした場合に、民間収益施設部分についてどのようなモニタリングを行うべきか。

これまでも収益施設併設型と言えるPFI事業は行われてきていますが、公共施設部分と民間

収益事業部分の会計というのは分けて処理されて、リスクも分離されております。民間収益施設部分の経営状況が本体事業の経営に影響するとすれば、民間収益施設部分のモニタリングも必要になるのではないかと考えております。

モニタリングガイドラインでは、現在ボーナスとか民間収益施設のモニタリングに関する記述というのはありませんが、モニタリングの基本原則ということで、下線部のところで「民間事業者の自主性と創意工夫を尊重する」ということが書かれております。

それから、参考資料の2に「サービス対価の減額措置等の事例」ということで、調べたものをつけさせていただいております。

1 ページ目は図書館のPFI事業の例です。この例におきましては、支払方式の下の方の下線部ですけれども、図書館の運営業務のサービス対価につきまして、無料貸出冊数の増減に伴う改定を行う。年間50万冊というのを基本貸出冊数としまして、これを超えた場合には10万冊ごとにサービス対価を5%ずつ増額するという契約になっております。

サービス購入料の減額措置につきましては、それぞれの業務ごとに要求水準を満たしていない場合減額ポイントを付すということで、3カ月ごとに減額ポイントを合計しまして、対象業務ごとに減額率を算定するというものでございます。

2 ページ目の例は、これもサービス購入型の体育館の例でございます。

これも真ん中の支払方式のところの下線部ですけれども「サービス購入費は、需要変動を勘案し改定を行う」ということになっておりまして、①の駐車場業務、スポーツ指導者等養成講座等から得られた収入について、この部分は客からもらう収入が事業者の収入になるわけなのですけれども、あらかじめ設定をしました収入見込み額に対しまして、増収額の50%分をサービス購入費から減額するというところでございます。見込みよりも多くなった増収分を官民で50%ずつ分けるという考え方でございます。収入見込み額より減収した場合は、リスクは民間が負担するということになっております。

それから「プール業務、施設の貸出業務などから得られた収入について、収入見込額に対する、増収額の20%をサービス購入費から減額、減収額の20%をサービス購入費に増額」ということで、こちらのほうは率は低いのですけれども、ふえた場合も、減った場合のリスクも官が一部負うという考え方になっております。

それから、サービス購入料の減額措置につきましては、一番下の行ですけれども「サービス購入費総額の2分の1相当額に対し、減額割合を乗じて減額の計算を行う」ということで、こちらのほうは業務ごとにではなくて、1つのサービスのまとまりと考えて、それに対して減額割合を決めて、減額の計算を行うという考え方になっております。

3 ページ目の収益施設併設型についてですけれども、こちらは本体のほうは警察施設ということで公共施設となっておりまして、収益施設のほうは商業機能・居住機能という、ここは独立採算型になっております。

真ん中あたりの下線部分ですけれども「自らの提案により商業機能、居住機能など多様な機能を導入した複合的な施設の整備・運営事業を行う」ということで、その下「○収益

施設はモニタリングの対象外」となっております。

サービス購入型のほうは、減額ポイントによってサービス購入を減額するというような考え方になっております。

4 ページ目は、独立採算型事業の例でございまして、独立採算型の場合はサービス購入費というのはございませんので、下線部ですけれども、罰則点と違約金を算定するということになっております。一番下の表ですけれども、日常業務における業務水準に違反が生じた場合の違約金とか違約金の分類をしまして、その業務水準の違反に対して罰則点を累積していきまして、点数に応じて違約金を取るといった考え方になっております。

資料は以上でございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等がございましたら、御自由をお願いいたします。

○E委員 参考資料2で挙げられている事例はすべてPFIの事例でしょうか。

○國松企画官 全部PFIです。

○E委員 これは、指定管理者を兼ねているケースとそうでないケースはどう分かれていますか。

○國松企画官 指定管理者は確認はしていないのですけれども、図書館と体育館のほうは収入もそれぞれの民間事業者の収入とすとなっているものです。

指定管理者がどうかは確認はしていません。

○E委員 逆にいうと、指定管理者の事例はもっと多いですね。そちらはどうなっているか調べていますかということなのです。指定管理者のほうは案件数が多くてモニタリングの実績が出ているので、それが参考になるのではないかという。

○國松企画官 済みません。それは今、確認できておりません。

○E委員 私の知る限りでは、図書館はちょっと別ですけれども、利用料金制度を絡めてインセンティブが働きやすくするのは、指定管理者のほうももとの制度設計上そうしやすかったので、そちらのほうにいろいろな実績が既に出ていて、同じような議論を実はしていて、それなりの成果が上がっているか、少なくともまとめられているのではないかと思います。特に図書館などの場合はまさにそのとおりです。頑張れば頑張るほど損をするみたいな、そういう余り想定されていなかったことがPFIで起きてそれを指定管理者のほうで解いて、その成果がまたPFIにフィードバックされているということなので、その辺はちょっとこれだけでは何とも言えないかなというところがありますね。中身を見ると、恐らく新しくそういう成果も踏まえた上で改定はされているように思いますけれども、それは何か調査される予定はありますか。

○國松企画官 指定管理者は、今、具体的には予定はしてなかったですけれども、調べるようにしたいと思います。

○E委員 余り公表されていないので、わからないのですけれどもね。

一応指定管理者の世界で、モニタリングの基準というのは各団体ごとにつくっていて、事後評価もしっかりしていて、それで判定をつけたり移行して。サイクルが短いので、次の選定のときにすぐ反映されるという意味での動機づけがしっかりできているということなので、その辺はやはりちょっと参考にしたほうがよいのではないかと思います。

○柳川座長 重要な御意見だと思いますので、できるのであれば調べていただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○T氏 資料1の1番のところで、モニタリング指標のあり方を改善する点は何かということと前回いろいろな意見を出されているのですけれども、私のほうからも意見を出しましたし、ほかの委員の方からもモニタリング指標を具体的なものを設定したらどうかという御意見が出ていたと思うのですが、今回、具体的なモニタリング基準みたいなものは、このワーキンググループで案を出すと理解しておいてよろしいのでしょうか。

○國松企画官 簡易化のほうでいろいろつくっているという、こちらの3ページのほうで検討課題のところだと思うのですけれども、最初に契約書案とかも簡易化のほうではいろいろつくろうとしているというか、契約書は今、標準契約があるのですけれども、そういう中でモニタリングも一緒に入ってくると思いますので、そういうのも合わせてやったほうがいいのであればやろうかなというのは考えているのですが、そこの中で実際にどういうものが対象で、余り幅広くあれもこれもというのは実体上ちょっと難しいので、対象をある程度絞ってできればいいなと思っているのですけれども、そういうときに具体的にどういうところのサンプルとしてつくってほしいのかみたいのところはちょっと御意見いただければ幸いです。

○T氏 ワーキンググループは回数もそんなにたくさんありませんので、つくるのであれば早目にどこをターゲットにしてつくろうとか、余り細かく作り込むのはちょっと時間がないでしょうけれども、その中でもこの部分をしっかり詰めようみたいな話を早目にしていただければ、またこちらのほうからサンプルとかアイデアとか出せると思いますので、早目にその議論をしていただければと思います。

それで、要求水準書なのですからけれども、やはりいろいろなパターンがありまして、私が経験した病院みたいにかなり詳しいものもあれば、庁舎のようにシンプルなものもあれば、あとはプラント系ですね、性能発注的なもの。結構いろいろなパターンがあるのです。あとは基本設計までやって民間事業者の方に考えていただくパターンと、そこも込みでしていただくパターンとか、結構パターン化すればいろいろなものが分かれてきますので、そういったことも早く整理して、それを皆で見ながら、ここは優先順位が高いからこの分つこうよとか、そういった話をできればいいかなと思っております。

以上です。

○柳川座長 例えば、1ページにあるモニタリングの基幹指標として、モニタリング指標

に代えてKPIを用いることを選択可能として、モニタリングの目的を達成することができるかというのが検討課題ですけれども、できるかというときに、やはりどんなKPIを用いるかに当然結果は依存するわけです。それで、今、おっしゃったような指標のつくり込みみたいなことを、どういう形でどんなものができるかで恐らくここに、きょうの論点の幾つかの部分は、結果は随分変わってくるのだと思うのです。その観点からすると、やはり少しはどのようなものを使うかということの合意ができていたほうがいいだろうと思います。

ただ、時間的な制約がありますので、恐らくそういう具体的な検討は、この後この形か、何らかの別個の形で恐らく議論を進めていくしかないのだろうと思います。

もちろん、全く抽象的なところだけでここで議論してしまって、後でこういうものを検討するといいいすというだけだと少し論点がぼやけるといえるか、そこのつくり込み次第だという話に全部なってしまいますので、きょうの段階でも結構ですし、またお帰りになってからでも結構なので、先ほどT氏がおっしゃったように、こういうところはこういう仕様は大事だとか具体的な何か、この段階で書ける具体例がおありでしたらむしろ積極的に出していただいて、それをどこまで最終的に報告書に盛り込めるかはちょっとわかりませんが、次につながるような具体例で構わないと思うので何かそういうのを出していただくと、恐らくこのワーキンググループの報告書としてはその後につながる成果になるかなと思います。ちょっとそのあたり、今でも結構ですし、あるいは後からでも結構ですので、具体的なものをイメージがありましたらよろしくお願いします。

○T氏 参考資料2のほうで他事例をいろいろ調べていただいている、ボーナスのスキーム、ペナルティのスキームを調べていただいているのですけれども、この中に「減額ポイントを合計し」というくだりが何個かあるのですけれども、具体的にこの減額ポイントを算定できるような仕組みになっている事例というのがもしあれば、そういったところも具体的にこうしていますということを出していただければ、それが一番手っ取り早いのではないかなと思いますけれども、そこまでは調べられてはいませんか。

○國松企画官 この事例は、今「契約書案による」と書いてあるのですけれども、公表されているところから持ってきたものをさらに要約したものですので、これよりもうちょっと契約書案ベースのものであれば簡単には手に入るのですが、それぐらいのイメージです。

○T氏 減額ポイントの算定は、要求水準書とかモニタリングの資料、別の資料に載っていると思うのですけれども、そこまでは調べられていないということでしょうか。

○國松企画官 別の資料というのはどういったものでしょうか。

○T氏 契約書があって、契約者はもちろん減額ポイントがあって、こういう式で幾ら減額しますよというのは契約書のほうに書いているのですけれども、実際の減額ポイントをどういうふうに拾っていくかみたいな、そういうのはまた別の資料に載っていると思うのです。

○國松企画官 実際の要求水準に対する判断基準みたいなものですね。

○T氏 そうですね。

○國松企画官 細かく実務上のものをやるような感じのイメージですね。そこまでは見ていないです。

○柳川座長 どうぞ。

○0専門委員 モニタリングについて、実際にもうモニタリングの作業が入っているところに2、3ヒアリングをさせていただいたのですけれども、大きくやはり業務内容によって分かれてくるのかなと思っていまして、1つが卸売市場だったり保育所だったり、施設の維持管理がオペレーションの基本になるようなところについては、モニタリングをそれほど労力をかけなくてもいいのではないかという感想だったのです。実際にもめたときによりどころになる程度でよくて、保育所だったら保育士がいたりとか、卸売市場であっても職員がいたりしますので、職員も常駐しているし、実際そんなもめることはないしというような話で、おおむねうまくいっているという話だったのです。だけれども、先ほどのT氏がおっしゃったような病院の事例については、やはり収益を伴う食事の事業だったり物販の事業だったりというのがありますので、そういったところはやはり募集のときと話が違えばなかなかしんどい部分があるので、割と細かくつくり込んでいかないといけないし、実際にこれはどちらになるのだというようなことでもめることが多いというようなお話もされていたので、やはり事業の内容によって分けることができるのではないかなという印象を持っています。

それと、指定管理者の制度と絡めて運用している事例もありまして、さっきE委員がおっしゃいましたように、指定管理者のほうではやはりいろいろなインセンティブの事例などもありますので、そういったものとうまく組み合わせて運営をしている。例えばロープウエーの再整備事業をPFIで行っているのですけれども、ロープウエーが上がっていく先にハーブ園という観光施設がありまして、そちらのハーブ園のほうはロープウエーの事業者と一体なのですけれども、指定管理者制度を使って指定管理者に運営を委託しているというように、そちらのほうは収益の業績連動型で、収益のうち一定割合を超えた分の半分は事業所の取り分になりますよというようにインセンティブを加えているので、結果的にロープウエーの利用者もふやさざるを得ないというか、上の収益を上げるためにロープウエーの利用者もふえるというように仕組みにしていますので、PFI単体でなくてもそういったインセンティブの制度をうまく使いながら運営している事例もあります。

○柳川座長 ありがとうございます。

指定管理者制度の話は、先ほどE委員からもお話を受けて、どこまで調べてここに入れ込めるかですけれども、参考にすべき重要な情報だと思うので入れたいと思うのですが、逆に指定管理者制度とは少し変えたほうがいい。そこに何かこういう仕組みがつくられていても、PFIのほうは違うので、そこはまねしないほうがいいというポイントがあればこの段階で聞いておいたほうがいいのかと思いますけれども、そこは余りないという認識でよろしいのでしょうか。

○E委員 最近の公の施設のPFIは大体指定管理者を絡めているので、問題があれば関連づ

けていないですからね。基本的には指定管理者制度というのは融通無碍なところがあって、何でもできてしまうということですね。だから、それは使う側からすると非常に使い勝手がよいです。

デメリットがあるとすると、民間側からすると、ちょっとその融通無碍の裏返しとして、不安定さがあるかもしれないですね。最近は債務負担行為をとることが多いので大分安定してきましたけれども、単年度予算で繰り返しているときは、協定は生きているけれども、予算は毎年度見直すので定期的に減額されるみたいな、効率性を高めれば高めるほど予算が削られるみたいな、そういうようなところが制度上できたというデメリットがあります。

ただ、最近は余りそういうのも。さすがにそれをやっていると民間が手を挙げなくなってしまうので大丈夫な感じはします。そういう意味では指定管理者にもよくない点はあるのだけれども、いい点がいっぱいあるので、実際に地方公共団体がやるときは、大体組み合わせ合わせてデメリットが生じないようにうまく引用しておられるのではないかと思います、それは皆さんにお聞きしたほうがいいのかもかもしれません。

○柳川座長 なかなか何回も集まれないので、指定管理者の話がある程度情報が入ってくれば、そこでの仕組みをここでのいろいろなインセンティブのつくり方のところに入れ込むという参考にして使うということになるのですけれども、参考にして使ってはいけません。指定管理者の制度としてはいいけれども、PFIの制度としてはまずいというようなものもあればということです。

○T氏 指定管理者のものは、いい仕組みであればそのままずっとは載せられるとは思いますが、やはり大きく違うのはベースの施設をつくっているかつかっていないかというところがあるので、施設の瑕疵とかに伴う減額のインパクトの話というのが一つ違うのと、あとはやはり中長期のメンテナンスですね。そこは指定管理者のほうに視点としては入っていないので、当然そういったものはプラスして織り込む必要はあるとは思っています。

○柳川座長 それは、だから指定管理者ではまだ不十分なところというのは今、おっしゃったようにあるけれどもということですね。

○O専門委員 PFIであれば事業者の意向がより反映しやすくなりますので、収益を生みやすくする仕組みができやすいので、逆に指定管理よりもメリットがたくさんあるのでは。同じような仕組みを導入できれば、メリットは大きいかなとは思っています。

○柳川座長 わかりました。

○E委員 先ほどのモニタリングの指標の座長がおっしゃられた事例なのですが、図書館がやはり一番多くてですね。これはまさに指定管理者も含めてなのなのですが、KPIの話でKPIをなぜつくるかという、モニタリングの観点というよりはKPIをつくる作業を通じて、本来その公共施設等を何のために、どういう目的でつくるのかで議論をしっかりとやるためにKPIの議論をやるということは、やはりどこかにちゃんと入れておいたほうがよいと思います。

無目的につくるとというのが、あってはならないのだけれども、私が見る限りは結構あるのです。何のためにつくっているのか議論しないでつくっている。特に社会教育施設などの場合は、何となく図書館いいよねとか美術館いいよねでいくのだけれども、何のためにつくっているのかよくわからない。それを決める、目線をそろえるのがKPIなので、できるだけ早い段階でKPIの議論をするということで、例えば図書館の場合は、一番多いのは貸出件数なのですが、貸出者数のほうが重要だという考え方もあります。

あと最近わりと多いのは、新規登録者数ですね。延べ人数ではなくて、何人新しく図書館というフィールドに入ってきてくれましたかという純増で見たりとか、あるいは人口の参加率で見たりとか。基本的に社会教育水準が高まることが重要だとすると、図書館に登録をする人が全人口の、例えば10%いるというのは相当レベルが高い話になるので、それは割と合理的かなと思います。

あとは、これは読む側の論理なのですが、読み聞かせをするというのも一つあるので、読み聞かせのイベントの回数だとか参加者数だとか。それから、その結果どういうパフォーマンスが上がったかというところにより重点を置くと、御当地検定を組み合わせる。これは歴史系の図書館の事例ですけれども、何とか検定という制度をつくって、その図書館に来るとその勉強がいろいろな形でできるようにしておいて、年1回その何とか検定をやって、合格者を何人出しますみたいなことをやるという。これは実際にはそこまでたどり着いていないのですが、そのくらい具体的なことをイメージすると、何のために、どこにお金をかけて、どういう内容の図書館をつくれればいいのかということがわかってくるのです。なので、そのぐらいの精度の高い議論をそれぞれの施設ごとにやっておいてくれれば、あとは物すごく楽になるのですが、それが不十分なまま実施方針が出てしまうので、民間から聞いても答えられない。何のためにやっているのかわからないというところを、わかるようにしてあげるのがKPIの大きな役目だろうと思います。

○柳川座長 どうぞ。

○R専門委員 それに加えて、まさにE委員のおっしゃったとおり、事業の目的を議論することがすごく大事だと思うのですが、その次に、例えばこういうPFIだとかで、民間に何を委託するかという、その何を委託するその目的というのは、民間の力。資金ないし知見というか、ノウハウというかを使う目的が何なのかという議論もあわせてそこで徹底的にするべきだと思っています。

というのは、多分延べ払い型から一步踏み込んで、例えばこのセッションを運営権型にせよ、併設型にせよ、そちらに行くに当たっての民間の何に期待するのかというところをまさに議論しないと、恐らくモニタリングの焦点が、要は、業務をしっかりとやらなければいけませんというのであれば、別にPFIの仕組みを使わなくても、単なる業務委託でいいわけです。あるいは、指定管理者制度の一番初期というか、何の権限もない指定管理者制度を使えばいいわけです。そうではなくて、何を民間にお願いするかというところを議論すると、本当にモニタリングすべきことというのが段階ごとに応じて変わってくるということがき

っとよくわかるのではないかなと思います。

要は、例えば今のロープウエーの先のハーブ園で、極端なことを言うと、ロープウエーを登ってくる客を独占できるわけです。ある意味、独占性はその場所においてあるわけなので非常に儲かりますという、これは公共性が担保されるのかされないのかという議論。これはハーブ園とロープウエーだとピンと来ないかもしれませんが、空港に置きかえると多分すごくよくわかる話で、空港という公共的な施設の中で商売をやりますというときに、エリア的な独占性という意味ですけれども、非常に独占性の強い商売ができるのです。そういったときに、本当に、では公共性という観点でどこまで何をモニタリングするのという観点が必要になってくると思うので、恐らく民間に委託する目的というのを、事業の目的とあわせて議論を入り口ですべきなのかなという気がします。

○柳川座長 ありがとうございます。

今のは特にこの（３）のところにあるような運営権活用型、独立採算型になればなるほど重要ところで、モニタリングと創意工夫とは、場合によると裏腹の関係になることがあって、どんどん厳しく見ていけばいくほど民間でやるメリットはどこにあるのか、我々が、民間の側からすれば引き受けるメリットは何があるのかといったことで、このあたりはある意味でこういうルールのものにでもありますけれども、行政の側の設定の問題でもあるのだらうと思います。

今のお二人の御意見、経済学者としてはとても重要だと思うのです。T氏が最初におっしゃったように、図書館をつくって本を貸し出すにしても、それを何のためにやるのかで実は何を重視するかが随分変わってきて、これは正解が１つあるわけではなくて、本をたくさん借りてくれればいいのか、ある特定の本を借りてほしいのか、特定の人たちに本を利用してほしいのかでその評価の基準が違ふし、図書館の役割が違ふところなのだろうと思うのです。だから、正解は１つではないということです。

ただ、これが恐らく行政の現場に行くと、理屈としてはわかるのだけれども非常に難しいところがあって、この図書館をつくる目的はみたいな話になってしまうとかなり、本当に考えると議会で議論してもらわなければみたいな話になってしまうと、全てのところを、そういう行政のそもそもの根幹の目的にまで立ち戻ってしまうと全然動かないという話にもなるのだらうと思うので、このあたりのところをKPIという言葉を使うことで設定をするということで、どこまでうまくそういう話に持っていけるようにするかというのは、恐らく実際の現場の方々の御判断も入ってくるのだと思うのです。

ただ、今のような、少なくともこういう報告書レベルではこういうことをきちっと言うておくことは私も大事かなと思います。

それからもう一つ、先ほどお話が出ていた観測がどこまでできるのかというのが事業内容次第なのだというお話があって、これは３ページのところにある〈モニタリングガイドラインに係る検討課題〉のところ、標準的なサンプルで手続簡素化をという話で、やはり事業内容次第はそのとおりなのだと思うのですけれども、検討会としてはどういう切り

口で、こういうものは簡単化していい、こういうものは簡単化してはまずいという、このどのような考え方でのところですね。それをどんなところで分けたらいいかというのが何かうまく出てくるといいかな。ケース・バイ・ケースですねと言われるとなかなか、ある意味で正しいのだけれども主張したことにはならなくて、こういうケースではこちら、こういうケースではこちらと大まかな分類でもできるといいのだと思いますけれども、先ほどのお話からすると、事業内容の話はやはり当事者の事後的な自由度がかなり大きいかどうかということですかね。病院みたいなケースはやはり随分選択肢がたくさんあって、そうでないものはもうやることは決まっているので、何かサービスを低下させようにも低下させようがないみたいなどころの程度の違いという理解でよろしいのでしょうか。それとも何か違う切り口で、こういうものは簡単にしていい、こういうものは簡単にしてはだめ、しにくいというものが何かあるのでしょうか。

○T氏 私が一番最初にタラソ福岡というプールの施設をやったのですけれども、ああいう独立採算のものについては事業者の方が施設のコンディションとかもちゃんとおかないと客が来ないので、いちいち床の汚れがどうのこうのと詳しく書く必要は全くないのです。なので、独立採算はややそういうところは簡易化できるのかなとは思いますが、そこを自分たちが使うこういう庁舎であったり病院みたいなところというのは、結局どういうコンディションであってほしいかというのはきちんと相手に伝えないといけないので、そこはきっちり書くべきだと思います。

だから、ここはサンプルを出すことで地方公共団体の担当者が楽になるという意味の簡易化はぜひしていただきたいのですけれども、モニタリングの指標自体は余りにも簡易化し過ぎてしまうと、それはやはり事業者と我々のコミュニケーションがちょっと雑になってしまうので、雑にならないレベルのものは要るのではないかなとは思っています。

あと、プラント系はもともと性能発注とかをやっていますから、結構、事業者も大体こんな感じというようにすればあとは回っている感じみたいなので、そこはやはりもの自体によってどのレベル感でやるかというのはやはり違うのではないかなとは思っています。

○柳川座長 ちょっと独立採算型は置いておくとして、サービス購入型のほうに絞った場合だとすると、今、おっしゃっているのは、やはり実は当事者にどこまで自由度があるかという話よりは、行政との間である程度コミュニケーションがとれていて、この程度ということが合意がある程度、暗黙かもしれませんが、とれているものとそうでないものという違いということでしょうか。それとも、そこはもうやはり、余り最初におっしゃった簡易化することはどちらかというと弊害が大きくて、サンプルをつくるということで手続を簡素化していくということが重要であるということですか。

○T氏 そうですね。そういうのがあれば一から作り込まなくていいので、そういったものはぜひつくっていただきたいなと思います。

○R専門委員 施設の運営、サービス購入型の典型的な施設の運営というか維持管理というか、そちらをイメージして整理すると、予防的に必要なものなのか、あるいは後からペナ

ルティ的に必要なものなのかというところで大きく2つに分かれるような気がちょっとするのです。

要は、例えば電球が切れていて会議室としてうまく使うことができなかつたのが、例えば半年の間に何回かありました。であれば、単純にペナルティを課せば済む話、もしくは業者を入れかえてしまえば済む話であって、そうではなくて、例えば雨漏れだとかそういう大きな予防、定期的に事前に手を打つことか、起こったときに回復に物すごく大きな経済的なロスが生じるようなものについての予防的な措置をやるべきものとモニタリングの種類がちょっと違うような気がするのですけれども、そういう観点の整理というのはやはりされているのですか。

○T氏 病院でやったときはして、電球が切れたらそれはもう事後で全然構わなくて、そのかわり重要な部屋であれば30分以内にかえなさい。そうでなければ1日以内にかえればいいよというふうに一応レベル感はちゃんと出しておいて、それをちゃんとしてくれれば別に減額にはならないのです。なので、前者はそういう整理はすごくしやさういのですが、後者がやはり難しく、そういう場合は、例えば部屋が使用不可能になった。そうすると、その面積に応じて減額を伴う、ダイレクトに来てしまう。そういう仕組みを幾つか織り交ぜてやらないと実態には対応できないような仕組みです。おっしゃるとおりだと思います。

○R専門委員 恐らく簡易化という観点から言うと、前者の部分というのは極端なことを言うと、ちゃんとした業者であれば多分ちゃんとやるではないですか。後者のほうはノウハウがないとできない部分になってくると思うので、そちらは何となく余り簡易化できないけれども、前者のほうは思い切った手だてというのはできそうな気がするのです。

○T氏 そうですね。庁舎も全部同じように見立てて、30分以内にかえたらオーケーですよという。

○R専門委員 病院の場合はちょっとした、部屋によってレベル感が違うのでしょうかね。

○T氏 病院はオペ室とかああいうところですごく何個か分類してしまいますけれども、いわゆる簡易化するというのはだったらそこは別にいちいち分けないので、ころっと30分でまとめますとかというのはありだと思うのです。

○柳川座長 そのほか、いかがでしょうか。

もう一つ資料がありますので、また戻ってきていただいても構いませんので、次の議題2ですね。「事業促進に関する今後の取組について」、事務局から資料2-1、資料2-2の説明をお願いいたします。

○國松企画官 まず、2-1の説明をいたします。

民間提案の取り組み事例としまして、具体的に地方公共団体のほうでどういうことをやっているかというものの御紹介でございます。

まず、1枚目です。横浜市「共創フロントの設置」ですけれども、これは「行政と民間

が互いに対話を進め、新たな事業機会の創出と社会的課題の解決に取り組むために、民間企業・団体からの相談・提案を受け付ける窓口（通称：共創フロント）を設置」ということで、PFI法に基づく民間提案の受付窓口にもなっております。

次に神戸市の「公民連携推進室の設置」「市民サービスの向上や地域経済の活性化等に向けて、ソフト・ハードの両面から幅広く民間事業者との協働を進めるため、事業者からの提案・相談を受け付けるワンストップ窓口を『公民連携推進室（H25.4.1組織改正により新設）』内に設け、効果的で効率のよい連携に取り組んでいる」ということでございます。

2枚目が、情報提供に関する取り組みでございます。福岡市の「PPPロングリスト、ショートリストの公表」「将来的にPPPによる事業実施の可能性が見込まれる施設整備を伴う事業を取りまとめ、毎年時点修正を行い、ホームページに掲載」。こういったものが公表されていれば、実現可能性の高い民間提案というものが可能になると考えられます。

次に、神戸市「民間の創意工夫の発揮に資する情報提供」で「メルマガ『神戸PPP通信』の発行」、それから「『KOBE公民連携フォーラム』の開催」ということで、先日開催されております。このフォーラムでは民間事業者が対象となっているということで、神戸市と他分野にまたがる包括連携協定を締結している企業の担当者を招いてパネルディスカッションなどをなさったということでございます。

3枚目が、官民連携とか人材育成についてですけれども、福岡市の「福岡PPPプラットフォーム」「地場企業のPPPに関するノウハウ習得と事業参画に向けた競争力強化を図るため、公共建築物の整備・運営に関連する設計、建設、管理運営、金融などの地場企業が福岡市と対等の立場で参加し、他都市の事例研究などを通じた企画提案力や事業遂行力の向上などをテーマとしたセミナーを継続的に展開する『常設の場』として、福岡市が平成23年6月に設置」されたということで、平成23年以降11回にわたってセミナーを実施されているということでございます。

その次、神戸市の「庁内における人材育成」で、「公民連携（PPP）ガイドラインの策定」、これは今、策定中ということですが、この中で「①ワンストップ窓口による迅速・柔軟な連携、②対等なパートナーとして、市と事業者のWin-Win関係の構築、③民間事業者のアイデアの実現促進（意見交換の重視・アイデアを重視した選定）」といったものが掲げられているということでございます。

それから「職員研修・意識啓発等の実施」で「公民連携基礎研修」を実施しているほか、職員向けメルマガジンの発行などで公民連携のマインド育成をされているということでございます。

資料2-2でございます。「事業促進に関する今後の取組について（案）」ということで、内閣府のほうで今、考えている現段階の案ということでまとめました。

その他、ここにいろいろ挙げますものに関する御意見とか、そのほかここに挙げている以外のものでこういった取り組みをすべきではないかという御意見があればいただきたいと思っております。

「1. 民間の創意工夫の発揮に資する情報提供・体制整備」。

平成23年PFI法改正で民間提案制度を創設。25年6月にプロセスガイドラインを改定しまして、公共の情報提供や体制整備、必要な書類や具体の検討プロセス、提案に含まれる知的財産の保護について規定を整備したところです。

さらなる促進に向け、事業検討段階から民間の創意工夫を活かしていく観点から、以下のようにプロセスガイドラインを見直すとともに、民間提案の活用に向けた周知を実施していきます。

1つ目、

○公共施設等の管理者等の情報提供や体制整備

→ 福岡市におけるロングリスト・ショートリストの公表による情報提供、横浜市・神戸市における提案窓口の設置といった先進的な具体事例やその他の情報提供手法をガイドライン上に位置付ける。

○民間提案に必要な書類

→ 民間提案に必要となる書類、記載事項、提出様式等について標準的なひな型を作成し、ガイドラインに位置付ける。

○民間提案に対する公共施設等の管理者等の具体の検討プロセス

→ 地方公共団体がPFI導入のための指針等を策定する場合において、民間提案の具体の検討プロセス等を記載できるよう、指針等への記述内容の標準的なひな型を作成し、ガイドライン上に位置付ける。

2. 地域人材の育成、ネットワークの構築

地方公共団体におけるPPP/PFI促進のためには、地域活性化や地域雇用創出といった視点が必要かつ有効。地域の企業のPPP/PFIに関するノウハウ習得や事業参画に向けた競争力強化を図る観点から、以下のように必要な支援を検討。

○官民連携による地域プラットフォームの形成促進

→ 「福岡PPPプラットフォーム」のような地方公共団体や金融機関、地域の企業が参画する地域プラットフォームの形成を促進するため、必要な人材派遣、ノウハウの提供等の思念を検討する。

○ネットワークの構築

→ 地域プラットフォーム間、地方公共団体間といったネットワークを構築し、互いに情報やノウハウを共有することができるよう、関係者の交流等が行えるような場の活用・提供について検討する。また、内閣府が実施する専門家派遣制度について新たに地方公共団体のPFI実務経験者を派遣可能とするように仕組みを検討する。

これは既に平成23年からやっているものですが、これにつきましては、民間の方々でPFIの実務者を内閣府のほうで委嘱しているのですけれども、その民間の方々に加えて、新たに地方公共団体のPFI実務経験者を派遣可能とするような仕組みの検討ということで考えております。

以上でございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら御自由にお願いたします。

○E委員 いいですか。

○柳川座長 はい、どうぞ。

○E委員 まず、体制整備のところはどこに出せばいいかという窓口リストみたいなものは今、内閣府のほうで公表しているのかどうかということなのですが、実際に提案をしようと思ってもたらい回しにされるケースとか、受け取ったはいいけれども放置されるケースとかいうのは十分にあり得るし、実際にあると思うのです。なので、ここが正式な窓口だということをしっかり国民に知らせる義務は内閣府にあるのだろうと思うので、それをまずやるというのがまず第一歩だろうと思います。それが1点。

それから、創意工夫に関して言うと、インセンティブをどうするかというのが大事で、単純に政令市レベルであれば事業が起きること自体のメリットが大きいので、インセンティブがなくてもあるいはいいのかもしれませんが、小さいところだと提案の費用をかける割に元が取れないということになって、提案してもいいよと言われても、まあしないですね。した甲斐があるような形でのインセンティブ費用のことをしっかりとやはり書き込まないといけなくて、PFI以外では結構事例があるので、基礎自治体の場合はWTOにもかからないのである程度機動的にできるはずなので、そういうこともあり得るよということとしっかりと事例も含めて書くべきではないかなと思います。

3点目、最後ですけれども、人材の育成は確かにそうなので、特に地元企業の育成というのが非常に重要で、これは福岡のプラットフォームが先遣的にやっておられるのですけれども、最近さいたま市とかでも始めていてですね。それで、文章には書けないのですけれども、地元企業が参加意欲を持って、なおかつ能力を高めることによって、政治リスクが物すごく小さくなって進めようという気になってもらえるということというのは非常に重要な論点だろうと思います。

そういう意味では、私が今やっているのはPFIではないのですけれども、インフラの老朽化の話は商工会議所にする。そうすると、商工会議所の建設部会の企業とかが動き出して、ではこういう仕事を出してくれ、予防保全でやってくれというようなことを行政のほうに陳情するのです。それは俺たちに指名してくれというのではなくて、競争しても構わないけれども、事後保全から予防保全に切りかえることによって、地元の企業が得意な分野の仕事が出てくるというのが非常に大事だということで、そういうようなことをやって、それで実際にその次のステップまで行っているのが東京都府中市なのですけれども、商工会議所発なのです。なので、人材育成というよりは、基本的には情報を提供して、実際に考えさせるという機会を持つことが非常に有効だし、重要だと思います。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○R専門委員 例えば運営権型だとか併設型だとかで、ある程度イニシャルの初期投資というのが民間側に必要になってくる役割というのが出てくると思うのですが、そのときの資金に着目したときに、多分ある意味証券化スキームとかファンドとか、スキームものにならざるを得ないとか、したほうがかえってワークする。あるいはミニ公募債みたいなものでもいいと思うのです。

そういうイメージのものをやっていたときに、地元はそのノウハウがないという可能性が非常に高く、どうしてもその経験値というのが東京を初め大都市に集中しているので、恐らくそれは投資家という目線だけではなくて、会計士だとか弁護士だとか、信託銀行だとか金融機関とか、そのあたりのノウハウも地方にはないという実情が多いので、そういった意味合いでの地域の人材育成というのをどう進めていくかという、要は新しいスキームをこういうものに加えていったときの育成というのをどのように支援してくかというのはちょっと考えていきたいなと思います。

○柳川座長 特に独立採算型のような話になってくると、余計地方公共団体側の、出す側の人材というのいろいろな意味でいろいろなノウハウや知識が必要になってくるのだと思います。

○R専門委員 多分、独立採算型だけではなくても、サービス購入型であっても、恐らくそういうスキームものというのはつくれると思うのです。

○柳川座長 おっしゃるとおりですね。だから、人材育成はどうやっていったらいいかというのが一つ大きな課題ではあるのです。この分野に限らずどの分野でもいろいろ出てくる話で、人材育成の重要性は指摘できるのですけれども、どうやって育成するかというのは難しい点です。

○O専門委員 地方自治体の公共団体間のネットワークをつくっていただけるというのはすごくありがたいお話で、我々も公民連携推進のアドバイザーパートナーということで、今、金融機関にパートナーになっていただいているのですけれども、意外と地方自治体というのは全然情報を持ってなくて、オフィシャルには内閣府からいただく情報ぐらいで、それ以外は個別にコンサルから情報を提供いただいて初めて近隣市の取り組みを知るみたいなこともかなりあって、横の連携というのがないものなのです。でも、実際こういう事業をやるとなると、近隣市でやっている似たような事例を前例踏襲しつつ、自分のところの個別の要素を入れてカスタマイズするような格好でやっていますので、やはり情報交換の機会を提供いただけるというのは非常にありがたいお話かなと思います。

ただ、地方公共団体の実務経験者の派遣の仕組みについては、やはり自治体間で組織も違いますし、事務の流れとかスキームも若干違ってくるのかなと思いますので、他都市の方に来ていただいて実際にどういう形でやったかということをお話いただいても、

どこまで参考になるかなというのはあるのです。

○柳川座長 どうぞ。

○T氏 今、2番目では地域人材の育成・ネットワークの構築というところでいろいろ御意見いただいていますけれども、やはり自治体というのは地域、地元の企業と一緒にやっていくという命題がございますので、こういう視点を入れていただいたのは大変助かります。

我々も地域の方とちゃんとやっていくというのでもあるのですけれども、また、それ以上に大事なものは、官民連携をやるためには、我々自治体の中のことしかわからないと言っていますが、やはり民間のことも知らないとは本当は官民連携はできないのですね。そういう意味では官民連携を本当にちゃんといろいろ話し合いながら、こういうスキームでいこうよみたいな話をフランクにできる場というのは絶対必要なのだと思っていますので、福岡市もPPPプラットフォームという形ではやっていますけれども、いろいろなバリエーションがあると思いますので、ここでこういうパターンがあるよとかいうのもあわせて提示していただければまたありがたいなと思っています。

あと、ネットワークのほうなのですけれども、本当に自治体というのは、私だったら福岡市の関係者としてしか情報交換する機会はないのですが、こういう場で例えば神戸市とか神奈川県といろいろなお話ができると、そこでまたいろいろネットワークもできますし、それがやはりフィードバックできる場所もありますので、できたらみんなが集まれる場というのをつくっていただけると非常に助かると思っています。

あとは、PFI実務経験者の派遣なのですけれども、私もちょっと以前話したことがあるのですが、アドバイザーの方はよく来ていただけるのですが、やはりアドバイザーの方というのはどうしても自治体の中を知らない方が多いので、その方よりは、債務負担行為がここで引かかるよねとか、交付金はこういうふうになるよねとか、そういう話ができる人が行ったほうがですね。一緒に行けばいいのですけれどもね。コンサルの方と、地方公共団体の経験者の方が行くと、今からPFIを進めようと思っている担当者からの疑問を効率的に解けるのではないかなと思いますので、こういうのはあってもいいかなとは思っています。

○R専門委員 先日ある地方公共団体の方と話していて今、まさにその手の話で、コンサルが来ます、何たらアドバイザーが来ますではなくて、パッケージというかチームで、ファイナンスがわかる人、PFIを実務でやったことのある人なり、私のように要は事業性というか事業として見る人というのがチームでどんと来てくれると物すごくありがたいですよということをおっしゃった方がいたので、今それをふと思い出したのでちょっとつけ加えさせていただきます。

○T氏 それはいいですね。やはりコンサルの色もあるし、会計事務所系のところはそっち系の話をすごくメインでされるし、テクニカルが強いところはそういう視点がちょっと強目に出過ぎたりはするので、チームで行くとそういうところはバランスがとれていいかもかもしれません。

もう一点なのですが、事業促進に関する取り組み全般なのですが、前提が自治体のほうにPFIを推進するセクションがあるのが前提なのです。福岡市のようにアセットマネジメント推進部というところがあったり、神戸市とか横浜市みたいにそういうところがある前提なのですが、大きい政令指定都市ではそういうところがあるのですが、普通の地方公共団体はなかなかそういうところを設けていないところが多いですので、そういったところに対するフォローもあわせて書き込んだほうがいいかなというのは感じました。内閣府のほうで今、自治体の中でこういう推進組織を設けて強力にやっているところというのは把握はされているのですか。

○國松企画官 窓口がどこかというのは都道府県、政令市は把握はしているのですが、専門でやっているかどうかというのは全部は押さえていないです。そんなに多くはないのかなと思っています。

○E委員 法改正の参考事例として紹介をしたアメリカのPPEAが、なぜ成功したと言われているかという、民間提案型のPFIみたいなものなのですが、それはやはり窓口を最初にもう決めておく。提案が出る出ないにかかわらず自治体ごとに窓口がしっかり決まっていて、検討期間まで決まっていて、提案をしたら何カ月以内に必ず返さないといけないというオブリゲーションが負わされるのですね。だからこれは推進組織である必要は全然なくて、ただし、提案制度ができてい以上は、提案を受けるところが同時にできていないと提案したくてもできないので、民間提案の条項に関して言うと、ちょっと国の役割というのがまだ果たされていないのではないかなということだと思っております。

それで、市町村も含めて推進組織をつくれというのは地方分権に反するけれども、窓口を登録しましょうというのは別に権限とは何も関係ないので、それぐらいはやれるのではないかなと思っております。それをうまく出していただくと、それだけで、民間からすると情報の非対称性がなくなるのですごくやりやすくなるなと思います。

○0専門委員 神戸市ではPFIに限って推進しているわけではなくて、ハード・ソフト両面の公民連携を進めるという一応位置づけになっていまして、何でソフト事業に取り組むかという、やはり取り組みやすいし結果が早く出るので、公民連携の機運を高めやすいというのがあるのです。つまり外に向けてもその周知がしやすいし、中に向けても職員の意識を高めるという効果があるのかなと思っています。

実際PFIというのは年間1件あるかないかみたいなレベルですので、ソフト事業で今、いろいろ連携協定なども事業者と結びながら連携事業をやっているところなのですが、そういった意味で大分職員の意識自体はかわってきたので、ソフト事業に取り組む効果はあったかなと思っていますので、そういう窓口もあるよというような形で宣伝いただければ、どうしてもPFIだけで一つの組織をつくるというのはハードルが高いかなと思いますので、幅広く取り組んでいる窓口もあるよというような形で宣伝をいただければいいかなと思います。ほかにもネーミングライツ事業であるとか広告事業であるとかというものもうちが所管をしてやっております。

○柳川座長 窓口の設置自体は市なり地方自治体のほうでやるわけですね。そこで一括に情報が集まってくるような何かスキームをつくるのは国がやるというイメージなのですか。

○T氏 国の関与というか、それ仕組みをつくれという意味で申し上げたのではないのですけれども、それはそこまで言ったほうがいいかもしれませんね。民間提案制度をつくりました。でも、民間はどこに提案していいかわからないので、窓口を、担当をつくってください。それは専任でやる必要は全然ないので、郵便物の宛先をどこにするかぐらいの話なので、そこにそういうふうに記載すれば必ずそこに到達するという。そして、しかるべき返事をするというようなことを体制としてつくる必要はある。これは国でできるかもしれませんね。だから、よく国が発信する文書で「何々担当課」みたいにもう固有名詞を宛名入れて出したりしますね。それと同じように、民間は市長宛てに「PFI提案制度書類一式在中」みたいなので送れば自動的にその担当課へ行くような仕組みをつくってもらえば、それでいいのかもしれない。

実際問題、どこに提案していいかわからない。誰も俺だと言わないので、すごくこれは変な感じですよ。

○柳川座長 それは普通に考えるとなかなか不思議なことですよ。どこに送っていいか、どこに持って行っていいかわからないのでは、提案が生きるということがほとんどなくなってしまいます。先ほどおっしゃったように、専任窓口である必要は全くないのだろうと思いますけれども、そここのところはもう少し強い書きぶりでもいいのかもしれない。

○井上参事官 今、一応ガイドライン上はちゃんと窓口を明確化しなさいということは言っているのですけれども、確かに内閣府のほうに一元的に情報が入る仕組みになっておりませんが、全ての公共団体のものをすぐ情報整理するというのはなかなか難しいかもしれませんけれども、先生もおっしゃったように政令指定都市ぐらいはこういう状況になっているところとか、その辺の地方公共団体の協力も得ながらそれを対外的に示していくということも非常に大事だと思いますので、そういったことも含めてガイドラインの位置づけも考えていきたいと思います。

○E委員 いや、指示する必要は全然なくて、欄をつくっておいて埋められるようにしておけば、見れば空欄だったら恥ずかしくなるわけですよ。自分で入力するというのができればもっといいかもしれないけれども、その枠組みさえつくればいいので。

○井上参事官 例えばうちのホームページか何かにそういう欄を設けて、まず大きなところは指定都市ぐらいはちゃんとやっていただいて、あとでつけ加えられるようにしておくといったことも考えられるかもしれません。

○E委員 そうですね。それは内閣府がしっかりやらないといけないだろうと思います。

○柳川座長 そのほか、いかがでしょうか。ここに書いていないことでも、こういうことが必要だとかそういうような御意見でも構いません。

○E委員 やはり事業促進というのは、PFIの事業促進に限定するのではなくて、広い意味でのPPPを促進していきましょう。その結果、PFIふえるけれども、PFI以外のやり方でふえ

ても別にそれは構わないというぐらいのおおらかな気持ちでないと、なかなかこれはつくれないと思うのです。

これはアクションプランの係数の把握とも関係してきますけれども、あれ自身が今までのPFIの概念よりもかなり踏み出して広く捉えているので、事業促進というのは幅広くやっていくのだよとなるとPFIだけの観点にもちょっと読めてしまうのだけれども、そうではなくてさまざまなことをいろいろやれば良いと思うのです。

そういう意味で割と私が重要だと思うのは、アクションプランの第3類型ですか、公的不動産の所在のデータというのは結構重要なですね。これが開示されると。これはR専門委員のところのお話になるかもしれませんが、どこに何があるかよくわからない状態と、しっかりどこにどういう物件があるかがわかる状態、これは雲泥の差があるということなのです。

多分、福岡市も神戸市もやっておられるかもしれないですけれども、リストがばんと出ていて、実際に民間が見にいけるような状態になっていれば、相当やはり進むものは進むのです。だから、そういう意味でのデータの開示ですかね。

今のは土地の話ですけれども、上下水道のコンセッションをやろうといっても、上下水道管がどこに通っているかわからないとコンセッションのしようもないのです。それでいろいろ言っていたら、東京都のほうでは一応ウェブで図面が出るような仕組みを今、取り入れて、すごく使いにくいのですけれども、一応それを見ればどういうリスクがありそうかというのが。既存の物件をコンセッション、受けるわけですけれども、それがどの程度劣化しているかというのはしっかり調査していないのです。だけれども、上下水道管の上部の道路がどのくらいの交通量で、過積載のトラックがどのくらい通っているかを見れば大体わかるらしいのです。だからそういう情報が、民間側がリスク情報を計算できるような基礎的なデータをどんどん出すというのが事業促進にはすごくプラスだと思います。

○R専門委員 多分民間の提案がなかなかふえていかないのは、窓口がわからないのはでき上がった後ですけれども、提案書を、提案内容をつくるためにはまず情報がないとつukれないので、きっとその部分の不足が圧倒的なのかなという気がします。

今、E委員がおっしゃった福岡市とも前に話をしたことがあるのですけれども、ある横串の部局をつくったのはいいのですけれども、やはり担当部局で使っていないものだけその横串に集まっていて、自分たちの部局の重要な不動産に関して言うと、やはり集まってこないらしいのです。なので、やはりまず全体で横串で一覧になる情報というのがどこの行政も恐らく余りまだ持ってらっしゃらないところもあって、出すに出せないという状態ではあるのでしょうかけれども、情報開示をどのレベルまでできるのかというところがまず入り口の議論になってくるのかもしれないですが、その整備をしていただきたい。

○E委員 今、そういう意味でいくと、両市がどうだったか忘れてはいますが、公共施設マネジメント白書がその役に立っているのです、行政財産の土地建物、それから利用状況とか費用情報というのは全部出ているわけです。だから、ここは使っているけれどもこのく

らい余剰地があるよとか、あるいはこの建物これだけ劣化しているのだったら早晩建てかえるだろうな、周辺にだぶついているからそれは統合するのだろうなとかということを目測ができるので、それを提案していくことは可能ということですね。

○R専門委員 そうですね。

○E委員 それに近いのをやったのが、神奈川県秦野市が白書のデータをもとにモデル事業を立ち上げて民間の提案を受ける。ただ、秦野市ぐらいの人口密度だとちょっとマーケットではないので、余りいい提案は出てこないのですけれども、ただ、政令市レベルだったら、その情報があればそれは格段に違うと思います。

幸いにしてというか、大体中核市から中心市ぐらいまでだったら、大都市圏だと今はもう2割ぐらいはつくっていますね。今度総務省のほうで「公共施設等総合管理計画」というのをつくることになっているので、平成26年度から3カ年の間に全団体でできると思います。だから、それとうまく引っかけてもらう。幸いにして国全体がそういうことを、それは老朽化対策という流れの中での話だけれども、基礎データを全部開示して、縦割りではなくて横断的に考えなさいということを行っているので、その中で必然的に、当然PPP/PFIの活用とかも書いてありますから、そのデータが出てくれば民間提案もすごくしやすくなりますね。

○柳川座長 確かに今の書きぶりは提案ができた後の話で、提案をつくるまでのところはおっしゃるとおりで、これも情報がないという場合と、一生懸命調べればわかるという話と、調べなくてもわかるというのは大分民間側からするとコストが違うので。本来であれば一生懸命自分たちが調べないといろいろなことがわからないのではなくて、どこかに行けばかなりいろいろな民間事業をやろうとするアイデアの基礎になる情報は全部手に入るというぐらいでない。そうするとコンペティターもふえるということではあるのですけれども、行政の側からすれば民間提案がどんどん出てくるということにはなるので、いろいろな今のような総務省の取り組みとかいろいろなデータが出てくるのであれば、それを一括して民間が見やすいような形で整理して出すという工夫が。それが民間の仕事だと思わずに、公共の側でもう少しやっていくというのもあり得るかなと思います。

○E委員 行政財産の中にやはり踏み込めないもので、そこはやはり官にやってもらわないとどうしようもないですね。

○R専門委員 コンペティターがふえるということは、事業者からするとちょっとあれですけれども、一番社会的な価値を顕在化するにはコンペティターが多くないと多分より高くは顕在化しないので、結果的にはいい結果に落ちるはずなので、それはやはり開示すべきものは開示するべきですね。

○柳川座長 単なる開示ではなくて、ワンストップでそれこそ見るほうも見えるという。

○R専門委員 できるのが。よく私たちは部局に関係なく、これとこれとこれをこういうふうに3つ玉突きでこう動かしたらここが1つあくではないですかというのを担当部局に関係なく提案するのですけれども、この発想というのはなかなか、地方公共団体の中では部

局が違うので組み合わせられないのですというところにとまるので、それはやはり行政財産のところはぜひ見せてもらえると、もっと踏み込んだ提案ができますよという。

○柳川座長 それでは、時間になりましたので議論はここまでとさせていただきます。いただいた御意見を踏まえまして論点整理を行って、また次回以降の議論を進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日予定された全ての議事は終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局に進行をお返しします。

○國松企画官 次回以降、日程についてまた事務局から改めて御相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。